

定例会
1968年第59回室野市議会議員会（臨時会）

※ 6月26日（第10日目）（午前10時 / 分開議）
（午後3時 / 分設会）

※ 出席議員（21名）

1番	伊保	清	太	2番	天	久	盛	雄
3番	石川	真	大	4番	淡	喜	府	仁
5番	官	豊	行	7番	比	嘉	盛	崇
8番	又	吉	正	9番	羽	原	應	信
10番	稻	嶺	正	11番	安	次	盛	信
12番	大	川	昇	13番	知	名	朝	司
14番	崎	間	正	15番	仲	村	彦	仁
16番	武	鳥	行	17番	佐	喜	真	弘
18番	比	嘉	義	19番	官	城	盛	昌
20番	伊	佐	徳	21番	仲	村	盛	光
22番	古	波	次					

※ 欠席議員（名）

なし

※ 議事説明員

市長	島	鏡	金	一	助	役	沢	し	安	一
収入役	奥	星	将	鏡	總務課長	伊	興	盛	好	永
住民課長	羽	原	盛	真	厚生課長	伊	伊	佐	友	誠
税務課長	仲	村	泰	信	農林課長	崎	間	政	光	世
商工課長	古	波	次	三	建設課長	知	花	義		

施設課長 所 篤 善 信 ~~出納室長 平 良 泰 亨~~
 固定資産評価室長 武 島 正 孝
 消防長 大 城 仁 幸 水道部長 仲 村 春 盛
 営業課長 奥 里 将 弘 会計課長 多 和 田 真 一
 工務課長 金 城 健 榮

※ 事務局出席者

局長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅
 監事係長 島 袋 真 由 警 肥 仲 村 春 夫
 警 肥 比 嘉 定 治

※ 議 事 日 程 (第 10 号)

1968年 6月 26日 (水曜)

- 日程第1 議案第48号 公営住宅に関する予算外
義務負担について
- 日程第2 議案第50号 工事請負契約について
- 日程第3 議案第49号 排水工事に関する予算外
義務負担について
- 日程第4 議案第51号 第二地区区画整理事業
の予算外義務負担について
- 日程第5 議案第54号 工事請負締結について
- 日程第6 議案第53号 宜野湾市税条例の一部
を改正する条例
- 日程第7 議案第35号 1967年度宜野湾市水道
事業会計予算
- 日程第8

議長

本日の会議を閉じます。
(午前10時1分)

議長

暫く休憩致します。(午前10時1分)

議長

再開致します。(午前10時3分)

議長

日程第1、議案第48号、公営住宅
に関する予算外義務負担について
を上程致します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説
明を求めます。

助役

公営住宅の68年度の指令が6月
中旬に参り来して、そしてこれを早目
に発注して請負契約に締結してい
かなくてはならない様な状況に
なっておりませんが、しかしこれはか
なり年度があと数日で切れます。予
算は現年度にしか計上されており
ませんが、これから先の契約につ
いては、来年度に計上されている

ものを契約に存りますので、自治
法の36条の1項8号の規定によ
りまして議会の議決を要すると、
それから自治法の171条の2に
よりまして予算に計上されてない
ものは契約その他をしてはいか
ないという、いわゆる債務負担の
制限によりまして議会の議決を
得ないという意味で提案致した
訳であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もない様であります
ので質疑を終ることに御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ない様でありますので、
質疑を終り討論を求めます。

議長

討論を省略したいと思えます
が御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、討論を省略しまして表決に付します。

議長

議案第48号 公営住宅に關する予算外義務負担についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議存しと認めます。さつて本案は原案通り可決することに決定を致しました。

議長

日程第5. 議案第50号 工事請負契約についてを議題と致します。

議長

本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

建設課長

この方は6月19日に8社を指名して入札を行った訳ではありませんが、琉球団地119,000ドル、南海土木127,400ドル、南洋土木123,950ドル、大城組134,000ドル、善太郎組125,700ドル、大政組137,000ドル。この結果琉球団地が119,000ドルで落札したということになっている訳です。これの工期が29日から1969年3月5日までになっています。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩致します。(午前10時12分)

議長

再開致します。(午前10時14分)

議長

他に質疑もない様でありますので質疑を終りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと時分)

議長

御異議ありませんので質疑を
終り、討論を求めます。

議長

討論を省略したいと思ひます
が、御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、討論
を省略しまして表決に付します。

議長

議案第50号、工事請負契約に
ついてを表決に付します。原案
通り可決することに御異議ござ
いせんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、本案
は原案通り可決することに決定を
致しました。

議長

日程第3、議案第49号、排水工
事に関する予算外義務負担につい

てを議題と致します。

議長

本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役

この議案は普天向の5号線沿の排水工事と治水から長田の排水並みに農道工事がありますがこの補助指令が6月下旬に交付されました。そしてこれを早目に発注年続をとりたいという事でこれも予算が現年度に充てられて一応この6月30日をもってこの予算が切れますので一応予算外の義務負担でありますので、議会の議決を得たいという意味で提案を致してあります。

議長

本案に対する質疑を求めます。

議長

本案につきましても質疑が存じたいので、質疑を終りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議存しと認めます。よって質疑を終り討論を求めます。

議長

討論を^は省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議存い様でありますので、討論を省略して表決に付します。

議長

議案第49号、排水工事に関する予算外義務負担については、原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議存しと認めます。よって本案は原案通り可決決定^を致しました。

議長

日程第4議案51号 第二地区区画整理事業の予算外義務負担についてを議題と致します。

議長

本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役

現在執行中の第二地区の区画整理事業の工事でございますが、この方もやっぱり既に契約をして執行中でございますが、その一部が政府の債務負担行款によりまして新年度に繰り越されることになっておりまして、本年度中にその入が入りませんので、一応予算としましては現年度で執行できる分を本年度の工事としまして、その残り分につきましては一応不用額としまして69年度に追加計上しなければいけない訳であります。その間の予算外の義務負担の負担ということになりまして、これも予算外ということで提案致した訳であります。

議長

本案に対する質疑を許しませぬ。

8 番

目的は政府の支出金が残されて
残ったために義務負担行為として残
してこれに付っておりませぬが説明
には所要見込額が37,000ドルに
付して政府の69年度に交付され
るのが14,000ドルでございます。そ
の差額と工事の経過について説
明願ひませぬ。

部計課長

只今の所要見込額の14,000ドル
残りの23,000ドルが負担額に付
ております。それからこの場合に
は69年度にプラスということに
この予算外義務負担ということに
付ておりますけれども、この工事は68
年2月5日に契約したのが、現在
在やっている工事は、終わるのが今
年の10月10日ということに付して
結局期間的には半分位とい
うことでこの工事も大体半分位と
いうことであります。

8 番

結局工事もそのものが予定より遅
いという意味に付る訳でございますが、出

111
東高が

都計課長

そうではございません。出来高は、
今申し上げました様に工事の契
約が9月5日から10月10日という
ことで、予算上は予算と考えるので
た場合には何か工事は遅れると
いうことにもなりませんけれども予算
の区切りが6月でございますのでそ
のため繰越という事でござい
まして、事業そのものは結局50パ
ーセント以上終わっています。60パー
セント現在いつています。というこ
とは工事そのものは契約期間終
了期間までを考えた場合と
半分で。

8 番

予算は普通その年度内に消化
するのが当然じゃないかと。又そ
れで我々としては予算そのものが
当然年度内に消化するのは当然
であります。政府の補助金に
よってそれがタイシとそれのために余
儀なくいわれる予算外義務負担と
いういわれる議決をして、する訳で
す。そういう点からした場合には
政府補助金に對してその対応費

その合計存じある程度解る款で
あります。結局その額からすると
結局はこれは、最初から年度を越
すという見越して契約関係は存
在した款ですか。

部計課長

私はその段階ではっきり解り
ませんが、この期間から着えたと
契約の日が異なる月ですが、又終
了が10月10日という事です。から
その面から着えてもそれは着えら
れると思いません。

8番 定

当初の予算当時より工事そのも
のも減れるという事でしたが。

部計課長

そういう事はございません。

議長

他に質疑もない様でありますの
で質疑討論を終りたいと思いま
すが御異議ございませんか。

(異議を述べず)

議長

御異議ございませんので質疑
討論を終り衆決に付します。

議長

議案第51号 第二地区区画整理
事業の予算外義務負担について
原案通り可決することに御異
議ございませんか。

(異議を述べず)

議長

御異議を述べず認めます。さつ
本案は原案通り可決決定を致し
ました。

議長

白程第5議案第54号 工事請
負契約締結についてを上程致
します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説
明を求めます。

管業課長

これは68年度工事予定の我如
き地域の配水管布設工事です。予
約条例の第5条第1項第1号の予

定価格 15,000 ドルの以上の工事
契約をすることで提案してありま
す。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
暫く休憩致します。(午前10時30分)

議長
再開致します。(午前10時30分)

3 番
この指名競争入札に参加した
のは何社ですか。

水道部長
10社でございます。

3 番
この10社の中過去において宜
野浜市の水道工事をしたことが
ある社は何社ですか。

水道部長
私が就任して以後では5社
でございます。

3 番

そのうちには過去において契約
条項通り履行されたが、例えば
工期その他。

3 番

かつて宜野湾市の工事をしたこ
とがあるんだけれど、その契約を履行
していないんだけれど入札の指名した業
者は入っていません。

水道部長

入っていません。

3 番

今後そういう業者も指名しませ
ぬ。

水道部長

(聴取不能)

3 番

過去において、それ相当の理
由もなくして工期を遅らしたり、或は
仕様書通りに施行しなかった様
な業者は指名入札をさせぬべき
ではないと思っておりますが、これに對して
はどうですか。

水道部長
同感であります。

議長

質疑も尽きた様であり質疑を
終りたいと思っておりますが御異議ご
ざいませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ありませぬので、質疑を
終り討論を求めます。

議長

討論も終りたいと思っておりますが
御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ございませぬので討論
を終り表決に付します。

議長

議案第54号 工事請負契約締
結については原案通り可決するこ
とに御異議ございませんか。

(異議存しと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、本案は原案通り可決決定を致しました。

議長

次は日程第六、宜野湾市税条例の一部を改正する条例を上程致します。

議長

本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

税務課長

市町村税法の一部改正が5月19日に立法院内政委員会でも可決されましたので、その可決された案に倣って市町村においても条例の一部を改正してまいりたいという趣旨を述べ、通達がありまして提案しております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩致します。(午前10時47分)

議長

再開致します。(午前10時53分)

議長

本案に対しては質疑を終り討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので質疑を終り討論を省略しまして決定に付します。

議長

議案第53号 宜野湾市税条例の一部改正を定める条例については原案通り可決することについて御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので本案は原案通り可決決定致しました。

議長

暫く休憩致します。(午前11時6分)

議長
再開致します。(午前11時7分)

議長
白程第7議案第35号1969年度宜野湾市水道事業会計予算を上程致します。

議長
本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

水道部長
本案について、皆様方の質疑にお答え致しますと思っております。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
暫く休憩致します。(午前11時13分)

議長
再開致します。(午前11時49分)

11. 歳

第4頁中、法の中の第41条、20分の1との関連はどうか、現年度この予算年度における累計はどうか、又貸借対照表に表されるべきであるのかどうかについて説明願います。

会計課長

これは公営企業法第31条本文により、剰余金の中、減積立金に20分の1を下らない額を積み立てなければいけません。とになっておるので、これは69年度の損益の純利益は大体17,000ドル位を予想しておりますので、その中資本的支出に算入するに基き、剰余金の中11,840ドルを資本的支出にまわす。その中でこれは一応69年度の予算の損益の中に11,840ドルをまわすので、これを予め処分というふうな形であり、その中10,914ドル、これは予算上は資本的支出の中の減債積立金、又は負債償還という形で、これは一応減債積立金の方に積立ててから自己資本というのに振替える様になっております。又建設改良積立金の方も決算の段階で自己資本金の方に積立てることに

なっています。これは69年度の決算の時点で全部貸借対照表の自己資本金の方に振替えられる訳です。そして先程の第2回でございまして、これに現在自己資本金の方に積立られている分が14頁に自己資本金の47,557ドル、これは本年度決算の自己資本金に振替えられて68年度の予算でこの減債積立金の建設改良積立金の方に予め処分するものとするということ、議決したのでございまして、68年度予算の場合です。これを念のため47,557ドルに存ります。これは68年度現在です。これは水道事業開始してから現在までの分です。69年度分は11,840ドルがこれに加えられる訳です。69年度末では

リ 卷

現金は無い訳です。

会計課長

これはあくまでも財産に対応する複式簿記の原則に基づいてこれに対応するあれです。

リ 卷

31条に対する法文の解釈が
らします。これはあくまでも最低
限20分の1は別の名称で積立
てておかなければいかんというこ
とはこれは原則として積立てなけ
りゃならんと積私解釈していま
すが、それについてはどうですか。

会計課長

そういうことじゃ無いと思います。
我々も又そういうふうには指導
しています。これはあくまでも減
債積立金とか建設改良積立金
というものはこの自己資本金へ
の振替の代金として企業の出
動によって得た収益を一部減債
積立金として積立ててから、それか
ら自己資本金に振り替える様
々なりになっていますので、結局
この減債積立金というものは一
応取りくずしが出来たという
様な形になっている訳であり
ます。資本金として当然振り替
えなくちゃいけない金をそういう
20分の1を下らない金額を積立
て準備してないと、必ずしも現金
をそれだけ積立てないといい
ことじゃ無いと思います。

川 着

おっしゃることは、法で言うことは貴方が説明している様な自己資本という形でその科目があればいいという着え方ですが、或は積立金としてその積立てなければならぬということでもありますね。そうするとその中で積立金ということであれば資産の中に存するということになりませんか。しかしてこれを自己資金といった様なカンジョウの中に含めた場合には(聴取不能)それで法の趣旨の法文の趣旨の中の20分の1は別個に積立てなくちゃならぬという様なことは何を意味するか。

会計課長

ですから例えは68年度の純利益が仮に3万ドルと予定した場合にその時に一応2万ドルは減債積立金の方に積立てたという議決をしたら一応残りは利益の3万ドルの中の一応2万ドルは返~~積~~積立金の方にもって行ってお~~并~~く訳です。そしてその分は又自己資金の中に繰り入れをさしていることになっているので。

11 番

どこでそうなっていますか。

会計課長

これは公営企業法施行規則の第46条です。返済積立金に繰り入れた分は自己資本金に繰り入れなくちゃならないという規定があります。

11 番

20分の1を繰り入れる場合には大分(聴取不能)

会計課長

ほんとは、普通の企業ならば純利益の中、配当金が幾らか、或は納税準備金が幾らか、色々資本剰余金が幾らか、処分費ののちもぐぐいすけれども、公営企業の場合には、あくまでもこれは純利益というものは、外部に流出するものじゃなくて、内部に何時までも残るものでございますので、我々としては、企業の際の横越する分はこれは自己資本金に振り替えた方がいいんではないかと考えている訳です。結局企業によって得た収益を

して自己資本金の方に振り替えていくという考え方をしています。実際には資本的支出の方にまわされますので、外には実際上使用しないんだという意味で自己資本金に入れてあります。

議長

一応午前の日程は終了です。
午後二時から再び会議を開きます。

議長

暫く休憩致します。(午後二時五分)

議 答

是是村に達してありとす。下。今
より下流の川に議を申し立てる。
(下流の川に議を)

議 答

休憩は12時(下流の川に議を)
午後11時(下流の川に議を)

8 番

水道改修費の中、営業設備費は林
業委員が答へておられる。と
ういふ事柄もある。とす。

営業設備

これは業務(1)設備の7.5万。それと
8.5-9-1.5万。管水費は600ト。それと
平均所管入費。それと4.5万の業務(1)備
設。

8 番

排水施設費の箇所

下流の川

あつた中(上)の7.5万。89年度の工事
箇所は嘉敷田の排水施設の概
算である。これは排水施設工事の
7.5万7千5百円である。そのほか
本管は7.5万7千5百円。これは5.5万7千5百円

工務課長

アノトノコトニツイテ

カ

アノトノ(約)通リノコトニツイテ、
去程ノ説明ニツイテアリシコト。但し
年度予算ニツイテは、地価ノ変動ニ
ツイテは、4.3%、4.1%、5.1%ノ
コトニツイテ。

工務課長

全部ノコトニツイテ、約1.5%、3.0%
80%ノコトニツイテ、約1.5%。

カ

4.4%ノコトニツイテ、年度予算ノ
コトニツイテ、約1.5%。

工務課長

(約)1.5%、1.5%。

カ

11.3%ノコトニツイテ、(約)1.5%
1.5%、1.5%ノコトニツイテ、
7.7%、7.7%ノコトニツイテ、
1.5%、1.5%ノコトニツイテ、
1.5%、1.5%ノコトニツイテ、
1.5%、1.5%ノコトニツイテ。

工務課

この中(上げ)は、計年度の
工事の土井向を17.8%、計年度の
計(川)管工事と17の土井向を80%と
と中(上げ)を認め、このは、計
面を上げ(上げ)を40%計1.25人
と思はす。計年度の計を1.25
712. 更に、基本施設を17. 24
計の基本施設をやりす。と計
て、この計はす。

8番

計=100の計は、69年度に100%
土井向す。 ~ 工務課(10)

8番

土井の管業(計)の車庫の計入の計
を上げ(上げ)す。 計の計入
にあり、計入の計入を上げ(上げ)
計入の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。

管業課

計入の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。 計入

8番

計入の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。 計入
の計入を上げ(上げ)す。 計入

二 新 課 目

①香の5の14は、本籍を調査する。
す。

8 香

①417)減と1150410 8"5"5"24
7.75.

三 新 課 目

①香の5の14は、本籍を調査する。
す。

8 香

10" 冊子 17.

四 課 目

①香の5の14は、本籍を調査する。
す。

五 課 目

①香の5の14は、本籍を調査する。
す。

荷銀を計りし事。

第 七 番

本銀 11,000 (7/10 24549/10)

西(南) 11,000 (7/10 20350/10)

第 八 番

事業費の中の特許料。7/10 211
320/10 上りありし事。7/10 211
250/10 上りありし事。7/10 211
7/10 211 ありし事。

特許料

本銀 11,000 7/10 211

第 九 番

特許料の2/10。7/10 211
思つたありし事。7/10 211
7/10 211 ありし事。7/10 211
7/10 211 ありし事。7/10 211
7/10 211 ありし事。7/10 211

特許料

7/10 67 7/10 211 ありし事
ありし事。

第 十 番

7/10 211 ありし事。7/10 211

税務課長

11 番 達 11 号

11 番

去年の予の前の下り

税務課長

1011. 豊橋の場所 6月決算下り

11 号の下り 決算書から出た
ありとせよ。今年度税に
度への所得にありとせよ。

11 番

11 号. 11 号 11 号 11 号

税務課長

67年度の決算を以て、所得に
11 号 11 号 11 号

課長

11 号 11 号 (7/10 11 号)

11 号 11 号 (7/10 11 号)

税務課長

11 号 11 号 11 号 11 号
11 号 11 号 11 号 11 号

課長 11 番

11 号 11 号 11 号 11 号

68年度の決算は、68年度の決算が1年度のこの6月30日です。

繰越金

繰越金の額は、この68年度の決算は68年度の繰越金と繰越金10万です。

11番

この11年度の決算は、去年の6月30日に繰越金と繰越金10万の決算とあることです。

繰越金

です。

11番

この決算は、去年の6月30日の決算と去年の決算とあること、配当金4万の割合とあることです。

繰越金

です。配当金10万とあること。

11番

11年、配当金4万の割合とあること、25%です。

程積簿世

1211. 所得10457.3

11 香

257.72. 20.5 448 答 477
所得をあるとて12.5. 利益金
の. 477利益金 1105 411 270.

程積簿世

22000 1.7. 9.

11 香

2410. 22011 活人の場合 12 184
7.70.

程積簿世

22011 活人の場合 12 184
2417 7.7.

11 香

市内12 4015 折 217 7.70.

程積簿世

22011 活人の場合 12 184
2417 7.7.

11 香

22011 活人の場合 12 184
2417 7.7.

新年度の調査

あかき 211 215 7. 30部の中
5,000ドルの調査。新年度(10/1/15)
神田区内に211 712. 16/1/15 有15
11/1/15 5/1/15 211 712. 16/1/15 有15
清 5 5/1/15 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査

調査

新年度 211 712 (7/1/15 15)
再(中) 211 712 (7/1/15 15)

新年度の調査

新年度 211 712. 16/1/15 有15
4 5 5/1/15 211 712. 16/1/15 有15
211 712. 16/1/15 有15

新年度の調査

新年度 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15

調査

新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15
新年度の調査 211 712. 16/1/15 有15

委託の等割の款に委託手数料を来
て得る款を5とせし。支給に
おいては。報告費417 加へて
5とを解釈してありす。

11 番

24日自治活70の12活70を5:

自治活

一、一、報告費のものを。計算70を
おいて。知事町村の511とせしとせし。色
を支給の方法に21712。25とせし
ありとせし。一、511とせしとせしと
増委託料とせし。色を5110とせし
(1)20の511とせしとせしとせし
報告費517とせしとせしとせし。

活

第31号活条並かに第41号活条
に2とせしとせし。511とせしとせし
511とせしとせしとせしとせし。177
511とせしとせしとせしとせし。

(511とせしとせしとせし)

活

511とせしとせしとせしとせし
とせしとせしとせしとせし。

議 答

以上終了です。本日の日程が
終了し、11月21日です。この日は
本日の会期を終了することになり
ます。

答 答 (7月21日)

